

短期入所生活介護事業所潮寿荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人戸井福社会が開設する指定短期入所生活介護事業所潮寿荘(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、管理栄養士又は栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員(以下「短期入所生活介護従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所潮寿荘
- (2) 所在地 北海道函館市釜谷町605番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、短期入所生活介護従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 管理者は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を行う。

(2) 医師 1名以上(嘱託)

利用者に対し診療及び健康管理並びに保健衛生の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上(介護支援専門員と兼務)

利用者の生活全般にわたり社会的援助を行う。

- (4) 介護職員 18名以上
利用者の生活全般にわたり介護を行う。
- (5) 看護職員 2名以上（内1名 機能訓練指導員と兼務）
医師の指示により、利用者の健康管理を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士 1名以上
給食業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、2名とする。空床利用も可とする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清しきによる清潔の保持
- (2) 排せつの自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供
- (9) 必要と認められる方の入退所時の送迎

（利用料等）

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割の額とする。またその額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から提供した分のみ徴収する。

- 一 食費 1日 1,680円

（介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。）

二 一食の負担額

	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階 (減額なし)	第4段階	30日超過 自己負担 (減額なし)	30日超過 自己負担
朝食	430	430	430	430	505	430	505	430
昼食	585	585	585	585	670	585	670	585
夕食	430	430	430	430	505	430	505	430
合計	1,445	1,445	1,445	1,445	1,680	1,445	1,680	1,445
負担限度額	300	600	1000	1,300	1,680	1,445	1,680	1,445

三 居住費 多床室 1日 855円

(介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。)

四 理美容代

五 送迎に要する費用 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、函館市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第 12 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、短期入所生活介護従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人戸井福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 10 月 30 日改正し平成 20 年 11 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 3 月 28 日改正し平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月30日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。